

○国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科運営委員会規程

〔平成 22 年 2 月 26 日
規 程 第 10 号〕

最終改正 令和 5 年 6 月 28 日規程第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成 17 年規則第 1 号）第 25 条第 2 項の規定に基づき、大学院技術科学研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科の教育方針・教育計画の立案及び実施に関すること。
- (2) 研究科の各専攻教授会の審議事項に関し、専攻間の調整を行う必要のあるもの。
- (3) その他研究科の教育研究に関する重要な事項。

(組織)

第 3 条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 産業技術学専攻長
- (3) 保健科学専攻長
- (4) 情報アクセシビリティ専攻長
- (5) その他学長が指名する者 若干人

(任期)

第 4 条 前条第 6 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長をもって充て、副委員長は委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数)

第 6 条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第 7 条 議長は、必要と認めるときは、関係の職員を運営委員会に出席させ意見を聴くことができる。

(事務)

第 8 条 運営委員会に関する事務は、聴覚障害系支援課において処理する。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、

学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 16 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。